

# 芦別市議会基本条例（素案）の概要



芦別市議会では、平成24年3月に議会改革特別委員会を設置し、さらには議会基本条例検討小委員会を設置し、「わかりやすく、開かれた」議会の実現を図るため、議会基本条例制定に向けて検討を重ねてきました。

「議会基本条例」とは、議会の役割と責務を明らかにするために条文化したもので、この条例の下、市民参加を促進し、議会での議論を活発化し、市民の負託に応える議会の実現を目指します。

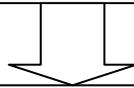
条例（素案）とともに、この概要版をご覧ください、市民の方々のご意見、ご提言をお寄せいただきたいと思います。

## 芦別市議会

# 芦別市議会に関する法の体系図

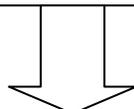
## 日本国憲法(第8章 地方自治)

第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。



## 地方自治法(第6章 議会 第89条~138条)

第89条 普通地方公共団体に議会を置く。

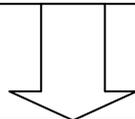


## 芦別市まちづくり基本条例(第5条 議会)

第5条 議会は、市民の代表機関であり、本市の意思決定機関として十分にその役割を果たすとともに、行政運営をチェックする役割も果たします。

2 議会は、まちづくりを進めるにあたっては、広く市民の声を聴き、この声をまちづくりに反映させるよう、総合的な視点を持って活動します。

3 議会は、市民に開かれた議会運営を目指すために、議会の活動について情報を提供し、その内容をわかりやすく説明します。



## 芦別市議会基本条例素案

～制定に向けて、市民の皆さまの声をお聞かせください～

# 芦別市議会基本条例（素案）の概要

## 前 文

芦別市議会が、この条例を制定するにあたり、議会の決意が書かれています。

## 第1章 総 則（第1条）

【目的】 この条例を制定する目的を明らかにしています。

## 第2章 議会・議員の活動原則（第2条～第5条）

【議会・議員の活動原則】 この条例の目的を達成するために議会や議員が担う役割を定めています。

【会派】 会派の説明と役割を定めています。

【議員の政治倫理】 議員の政治倫理に対する基本的な姿勢について定めています。

## 第3章 市民と議会の関係（第6条）

【市民参加及び市民との連携】 議会は、市民とともに問題解決を図るために市民参加を促進するように情報提供、意見交換など努めることを定めています。

## 第4章 市長等と議会及び議員の関係（第7条～第10条）

【市長等と議会及び議員の関係】 市民にわかりやすい議会とするための質問の方法などを定めています。

【市長による政策等の形成過程の説明】 市長による重要な政策などについて議会へ明確な説明を求めています。

【予算・決算における政策説明資料の作成】 市長による議会への説明について、予算・決算について明確な説明を求めることを定めています。

【法律第96条第2項の議決事項】 議決を要する重要な案件を別に定めています。

### 第5章 自由討議の拡大（第11条）

【自由討議による合意形成】 議会は、議員による討議・討論の場であることを定めています。

### 第6章 政務活動費（第12条）

【政務活動費】 議員の調査研究その他活動に役立てるため交付される政務活動費についての基本的な考え方を定めています。

### 第7章 議会・議会事務局の体制整備（第13条～第19条）

【議長・副議長  
志願者の所信表明】 議会の議長・副議長選出にあたっての透明性を定めています。

【議会改革の推進】 議会改革を進めるにあたっての基本的な取組みを定めています。

【委員会】 議会の委員会について基本的なことを定めています。

【議会図書室の  
設置・公開】 地方自治法に則して議会に図書室を設置することを、定めています。

【議会事務局の  
体制整備】 議会事務局のあり方について定めています。

【議員研修の  
充実強化】 議員の自己研さんについて定めています。

【議会広報の充実】 市民に対して開かれた議会にするための考えについて定めています。

### 第8章 議員の身分・待遇（第20条～第21条）

【議員定数】 議員の定数を改正する際の議会の姿勢について定めています。

【議員報酬】 議員の報酬についての考え方を定めています。

第9章 最高規範性及び見直し手続（第22条～第23条）

【最高規範性】 この条例の位置づけについて定めています。

【見直し手続】 この条例について、見直す場合の手続きについて定めています。

附 則

この条例の施行の日について定めたものです。

